

添付法令資料 4 :

運送手段の乗客及び乗組員により運搬される商品の輸出及び輸入に係る規定に  
関する 2017 年 12 月 27 日付インドネシア共和国金融大臣規則 No.203/PMK.04/2017  
(目次)

2018 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 運送手段の乗客又は乗組員により運搬される商品の輸出
  - 第 1 節 運送手段の乗客又は乗組員により運搬される商品の輸出範囲 (第 2 条)
  - 第 2 節 金装飾、真珠装飾その他の高価値装飾の形態の商品の輸出 (第 3 条)
  - 第 3 節 税関地区に再運搬される商品の輸出 (第 4 条)
  - 第 4 節 ルピア通貨又は外国通貨における現金及び／又は他の支払手段の交付 (第 5 条)
  - 第 5 節 輸出関税が賦課される商品の輸出 (第 6 条)
- 第 3 章 運送手段の乗客又は乗組員により運搬される商品の輸入
  - 第 1 節 運送手段の乗客又は乗組員により運搬される輸入商品の範囲 (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 2 節 税関申告 (第 9 条及び第 10 条)
  - 第 3 節 輸入関税及び物品税の免除 (第 11 条ないし第 16 条)
  - 第 4 節 審査及び輸出 (第 17 条ないし第 22 条)
  - 第 5 節 輸入税額の決定 (第 23 条ないし第 25 条)
- 第 4 章 雑則 (第 26 条及び第 27 条)
- 第 5 章 終則 (第 28 条及び第 29 条)